令和２年５月１２日

各　　位

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　会　長　　多　田　　計　介

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴うＮＨＫ受信料の免除について

　時下、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

日頃より、当連合会の活動推進つきましては、格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

　さて、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う受信料の免除につきまして、

日本放送協会では、５月１１日付けで申請し同日付にて総務大臣の承認が得られました。

　つきましては、下記要綱により受信料金の免除が行われますので、業務ご多端の折、誠に恐縮に存じますが、傘下組合員へご周知賜りますようお願い申し上げます。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　記

１．免除する受信料契約の範囲

　　　新型コロナウイルス感染症緊急経済対策（令和２年　４月２０日閣議決定）の

　　　「持続化給付金」の給付決定を受けた者が、

　　　事業所等住居以外の場所に受信機を設置して締結している受信契約

　　　（令和３年３月３１日までにＮＨＫ免除の申請をした場合に限る。）

２．免除期間

　　　２か月間

３．免除の申請方法

　　　免除申請は、５月１８日（月曜日）から受付が開始されます。

　　　１８日よりＮＨＫのホームページより申請方法（申請書のダウンロード等）が案内されます。

　　　免除申請にあたっては「持続化給付金」給付通知(コピー)が必要となりますのでご準備願います。

４．留意点

　　　休業により一時的に受信契約を解約されている場合など、受信契約を締結されていない場合は、

　　　免除を受付することはできませんので受信契約を新たに締結した後に、再度、免除の申請をお願いします。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　以上

--